

令和8年度ルート・グランブルーロゴ活用等事業費補助金 【募集要領】

1 事業の目的

本補助金は、2023年秋に開通した国道204号・唐房バイパスから波戸岬までの約20kmのドライブコース「ルート・グランブルー」のロゴを活用した商品開発等に対する経費の一部を助成することにより、同ルートの認知度向上とブランド価値の浸透を図り、ルート・グランブルーを中心とした唐津・玄海エリアへの誘客の促進及び観光振興につなげることを目的とする。

2 対象事業

ロゴを活用し、ルート・グランブルーの認知度向上とブランド価値の浸透を図ることを目的とする事業で、ロゴマークを目にする機会の拡大が見込まれるもの等を対象とする。

対象事業は以下のとおり。

- (1) ロゴ入りグッズの開発
- (2) 店舗に掲げるロゴ入り看板・壁面サイン等の制作
- (3) ロゴ入りフォトスポットの制作
- (4) 「グランブルー（深い青色）」をテーマとしたメニュー開発への支援
- (5) その他、知事が特に必要と認める事業

対象となる事業の例：

- ロゴマークが入ったマグカップやタオル、Tシャツの制作
- ロゴマークが入った地場製品のパッケージや包装紙、紙袋の制作
- ロゴマークが入った店舗用看板や壁面サインの制作
- ロゴマークが入ったフォトスポットの制作
- グランブルー（深い青色）をテーマとしたスイーツメニューの開発

（補足）地場産品とは、唐津・玄海エリアで販売される物品を指します。

3 補助対象となる事業者

今回募集する補助金の補助対象となる事業者は、次の(1)・(2)のいずれかに該当し、開発した商品の販売等を唐津市・玄海町において行なおうとする者とする。

- (1) 佐賀県内に本社・本店を有する民間事業者（会社、個人事業主）
- (2) 佐賀県内に所在する公益法人および特定非営利活動法人

※唐津市・玄海町以外での販売を妨げるものではありません。

4 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次の要件の全てを満たす事業者とする。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前号のアからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人でないこと。

5 交付の対象事業区分、対象経費及び補助率（補助額）
対象経費は、以下の通りとする。

区分	対象経費 ※消費税抜きの金額とすること	補助率
1. ロゴ入りグッズの開発	1. 商品開発関連費 ・試作品の製作費（材料費など） ・デザイン費（ロゴ入りパッケージや商品デザイン） ・地場産品のロゴ入りパッケージや包装紙、紙袋、既存パッケージに添付するためのステッカー製作費 2. 広報費 ・商品紹介用チラシ・ポスター制作費 ・商品撮影費 <u>※販売を目的とする製品に係る原材料費は補助対象外になります。（試作品の材料費、ロゴ入りパッケージの材料費等は対象）</u>	10/10 以内 （但し、上限 10 万円とし、千円未満は切り捨てるものとする）
2. 店舗に掲げるロゴ入り看板・壁面サイン等の制作	・制作に係るデザイン費、製作費、材料費	
3. ロゴ入りフォトスポットの制作	・制作に係るデザイン費、製作費、材料費	
4. 「グランブルー（深い青色）」をテーマとしたメニュー開発への支援	1. メニュー開発関連費 ・試作品の製作費（材料費など） ・メニュー開発に係るフードコーディネーターや料理研究家への謝金 ・デザイン費（パッケージやメニュー表デザイン） ・メニュー表の製作費、印刷費	

	<p>2. 広報費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メニュー紹介用チラシ・ポスター制作費 ・メニュー撮影費 <p>※メニュー表及び情報発信の際に、「グランブルー」の <u>文言またはロゴを記載することを必須とする。</u></p>	
--	---	--

※交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの、補助対象経費として明確に区分できない経費は補助対象外とする。

※令和9年2月10日（水）（又は事業完了日のいずれか早い日）までに支払われた経費が対象となる。

6 交付申請の手続き

(1) 交付申請書の提出 ※必須

補助金の交付を受けようとする補助申請者は、ルート・グランブルーロゴ活用等事業費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）で定める手続きを行うこと。

<提出書類>

- ・交付申請書（様式第1号）
 - ・ルート・グランブルーロゴ活用等事業計画書（別紙1）
 - ・収支予算書（別紙2）
 - ・誓約書（別紙3）
 - ・事業者の事業概要がわかる資料（会社概要やパンフレット等）
 - ・制作物のデザインや仕様など、事業概要が分かる書類、イメージ図など
- ※補助申請者1者あたりの申請は1件までとする。

(2) 受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

※上記期間内であっても、補助金交付額が予算額に達した時点で募集を締め切ります。

※受付時間 8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

(3) 提出方法

受付期間内に、(1)の書類を提出先（11 提出及び問い合わせ先）まで郵送、電子メール又は持参すること。

7 補助事業の決定

(1) 申請事業の審査

申請事業について、随時審査会（予備審査含む）での書類審査を行い、補助事業者を決定する。

事業の内容について、三つの評価項目（①事業内容、②業務遂行体制、③事業の効果）により総合的に審査を行う。なお、審査の内容及び経過等については公表しない。

(2) 交付決定の通知

審査結果については、審査会後に申請者あてに文書で通知する。

(3) 費用負担

申請に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

8 交付内容の変更（交付申請後、内容に変更がある場合に提出）

交付決定後、変更等があった場合には、変更承認申請書（様式第2号）を作成及び申請し、知事の承認を受けるものとする。

<提出書類>

- ・変更承認申請書（様式第2号）
- ・変更理由書（任意様式）
- ・事業計画書（別紙1）※変更の場合は再提出
- ・収支予算書（別紙2）※変更の場合は再提出

9 補助金交付に係る事務手続き

(1) 実績報告の提出（事業完了後、速やかに提出）※必須

事業完了後、補助事業者は、補助金交付要綱に定める下記の書類を作成し、知事に提出すること。

<提出書類>

- ・実績報告書（様式第3号の1）
- ・事業報告書（別紙1）
- ・収支決算書（別紙2）
- ・制作したグッズまたは開発したメニュー等の写真など
- ・補助対象経費の領収書

(2) 補助金の請求（補助金額の確定後に提出）※必須

実績報告に基づき補助金額を確定し、通知する。補助金を請求する補助事業者は、通知に基づき補助金交付要綱で定める補助金交付請求書（様式第4号の1）を作成し、知事に提出すること。

10 留意点

- (1) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (2) 本事業の申請者に対し、補助金活用の効果等を把握するためのアンケート調査やヒアリング調査を随時実施する必要があるため、留意すること。
- (3) この要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定めるものとする。

11 提出及び問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 観光課 観光企画担当（新館11階）

Tel：0952-25-7386（直通）

E-Mail：kankou@pref.saga.lg.jp